

第1回「(仮称)千葉県金属スクラップヤード等適正化条例」 有識者会議

日時：令和4年11月15日(火)9:30～12:00

場所：南庁舎4階収用委員会審理室

次 第

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 委員紹介
- 4 スケジュール等の説明
- 5 座長の選任
- 6 議 題
 - (1)金属スクラップヤード等の現状・課題について(資料1)
 - (2)市町村ヒアリングの結果概要について(資料2)
 - (3)県条例の制定に係る主な論点について(資料3)
- 7 閉 会

【配付資料】

資料1：金属スクラップヤード等の現状・課題について

資料2：市町村ヒアリングの結果概要について

資料3：県条例の制定に係る主な論点について

参考1：(仮称)千葉県金属スクラップヤード等適正化条例有識者会議設置要綱

参考2：千葉市再生資源物の屋外保管に関する条例について(記者発表資料)

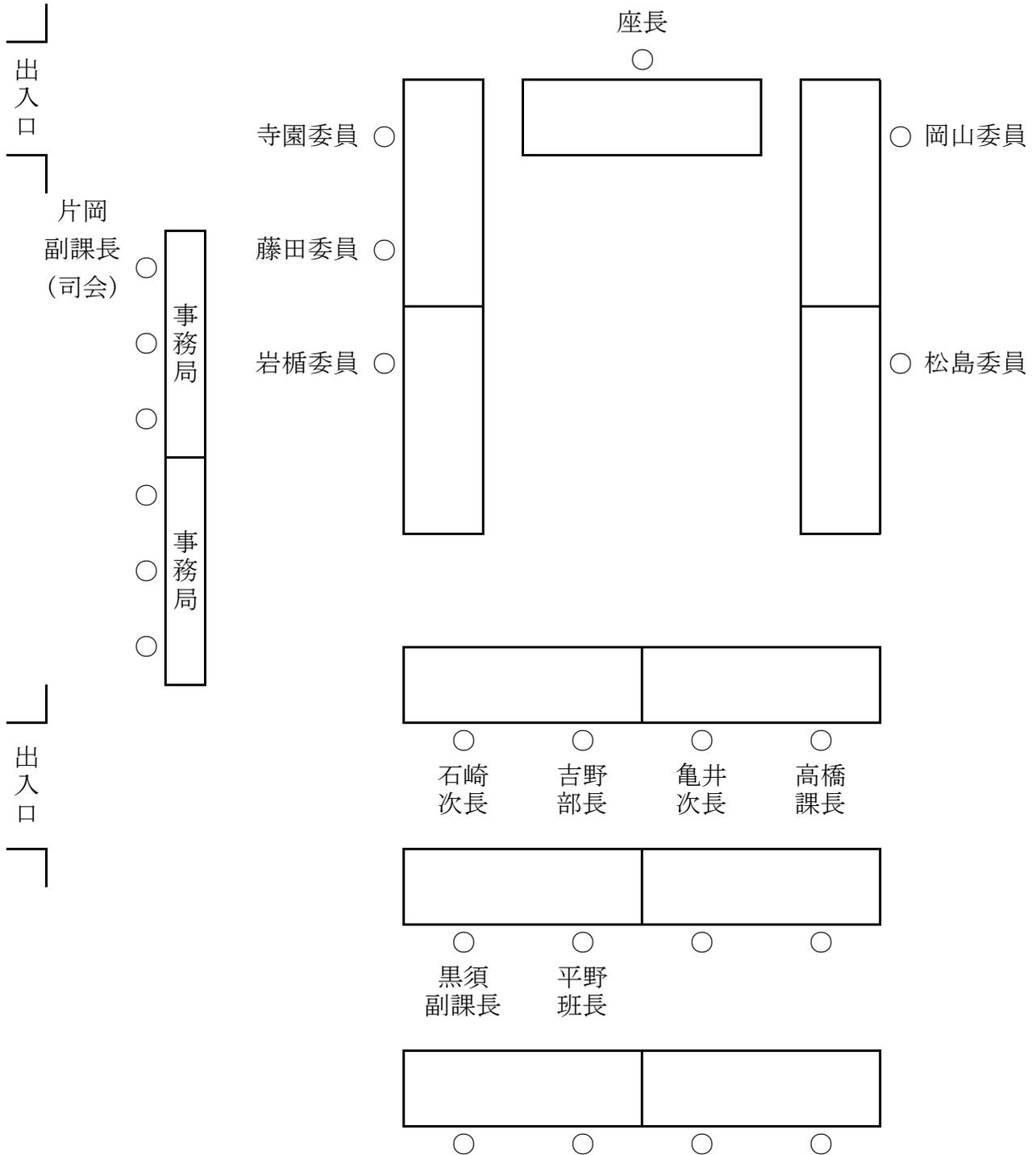
参考3：袖ヶ浦市再生資源物の屋外保管に関する条例(案)について(パブリックコメント資料)

第1回「(仮称)千葉県金属スクラップヤード等適正化条例」有識者会議 席次表

日時： 令和4年11月15日(火)

9時30分から

場所： 南庁舎4階 収用委員会審理室



第1回「(仮称)千葉県金属スクラップヤード等適正化条例」有識者会議
委員名簿

日時： 令和4年11月15日(火)
9時30分から

場所： 南庁舎4階 収用委員会審理室

区分	氏名	備考
委員	寺園 淳	国立研究開発法人国立環境研究所 資源循環領域 上級主席研究員
委員	藤田 伸矢	一般社団法人日本鉄リサイクル工業会 関東支部 千葉部会長
委員	岡山 朋子	大正大学 地域創生学部地域創生学科教授
委員	岩楯 保	一般社団法人 千葉県産業資源循環協会 副会長
委員	松島 貢	公益社団法人日本騒音制御工学会 事務局長

金属スクラップヤード等の現状・課題について

令和4年11月15日

環境生活部廃棄物指導課

- 令和3年度、県が実態調査を行った結果、県内において、有価物である「金属スクラップ」・「使用済みプラスチック」・「金属スクラップや使用済みプラスチック等の混合物（雑品スクラップ）」を取り扱う金属スクラップヤード等が332か所で確認された。（R4.3.31現在）
- これらヤード全体の約3分の1で、騒音・油汚染・火災のほか、高積みによる崩落のおそれなど様々な害悪や既存法令等の限界が確認され、当該ヤードへの総合的な規制として条例化の必要性が認められた。

1 金属スクラップヤード等の現状

(1) 金属スクラップヤード等の種類

金属スクラップヤード等（以下「ヤード」という。）については、現地調査の結果、概ね次の3つの種類に分類することができる。（各ヤードの現場状況は資料1（別紙1）のとおり。）

<金属スクラップヤード>

ビルの梁や柱等で使用されたH鋼、戸建住宅で使用された窓枠、製品の製造工程で発生した切り粉（ねじの溝を削る時などに発生）など金属単体を屋外保管しているヤード

<プラスチックヤード>

飲料容器として使用されたペットボトル、戸建住宅の排水設備として使用された塩ビ管、原料樹脂（バージンペレット）の製造工程で発生した規格（強度、比重等）外品などプラスチック単体を屋外保管しているヤード

<雑品スクラップヤード>

金属、プラスチック等を素材とする業務用機器類や使用済電気電子機器等が雑多なものと混ぜられたスクラップを屋外保管しているヤード

(2) 県内のヤード数等

市町村等への文書照会によりヤードの所在情報等を把握し、そのうち、周辺への影響があると回答のあったヤードを含む116ヤードを対象に現地調査を行った。

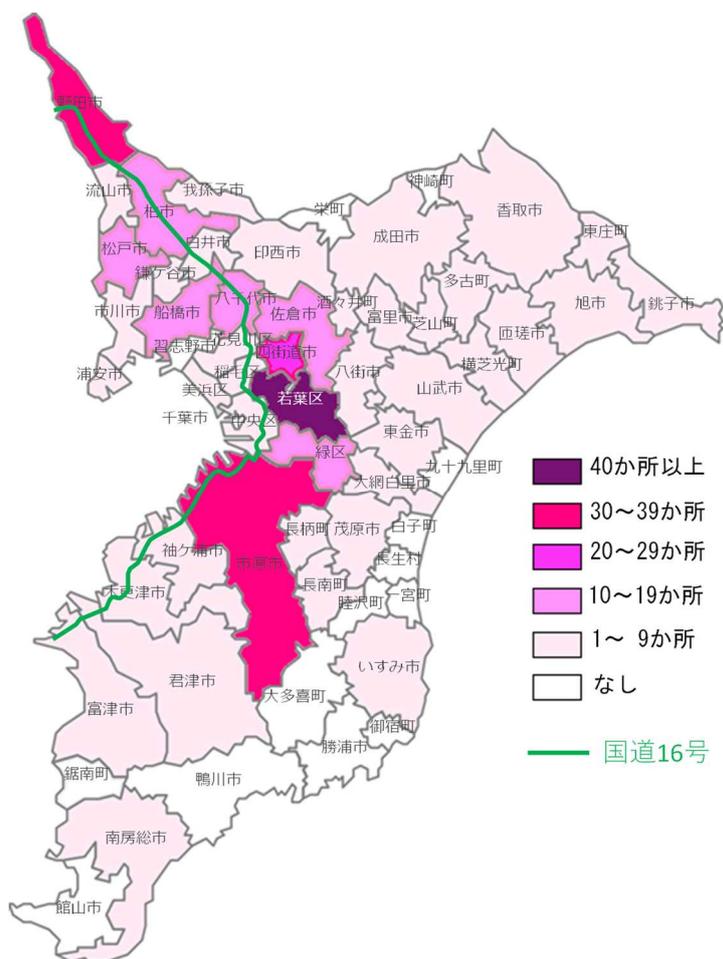
(R4.3.31現在)

① ヤード数…332

ヤード数	金属のみ	雑品	プラのみ
332	83	210	39

《参考：設置状況》

- ・ヤード設置：40市町
- ・ヤード非設置：14市町村（館山市、習志野市、勝浦市、鴨川市、栄町、神崎町、九十九里町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、大多喜町、御宿町及び鋸南町）



※ 概ね国道16号沿いにヤードが設置されていることが確認された。

《参考：現地調査116ヤードに係る経営者の国籍》

	外国籍	日本
ヤード数	91	25
割合(%)	78.4	21.6

② 周辺環境への影響を認めたヤード数… 108

騒音・振動	油汚染	飛散・流出	悪臭	水質汚濁	火災発生
78	34	33	15	4	27

※ 重複してカウントしているため、合計は108にならない。

※ 平成30年1月以降に発生した数

③ 高積に伴う崩落のおそれや場内循環等と称する水による水質汚濁のおそれ

崩落のおそれ ^{※1}	水質汚濁のおそれ ^{※2}
73	23

※1 高積に伴う崩落のおそれとは、外壁より高く積まれていることを確認したもの。

※2 水質汚濁のおそれとは、直接、場外に水が排水されていることまでは確認できなかったもの。(事業者が場内循環等と称するもの)

※3 周辺環境への悪影響等の概要は資料1(別紙2)のとおり。

《参考：市区町村別ヤード数及び周辺環境への影響を認めたヤード数》

○市区町村別ヤード数

ヤード数	市区町村数	市区町村名
40～	1	千葉市若葉区
30～39	2	野田市、市原市
20～29	1	四街道市
10～19	6	千葉市緑区、船橋市、松戸市、佐倉市、柏市、八千代市
1～9	35	千葉市中央区、千葉市花見川区、千葉市稲毛区、千葉市美浜区、銚子市、市川市、木更津市、茂原市、成田市、東金市、旭市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、浦安市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、白井市、富里市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、酒々井町、多古町、東庄町、芝山町、横芝光町、長柄町、長南町
0	14	館山市、習志野市、勝浦市、鴨川市、栄町、神崎町、九十九里町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、大多喜町、御宿町、鋸南町
合計	59	

○市区町村別周辺環境への影響を認めたヤード数

ヤード数	市区町村数	市区町村名
11～	3	千葉市若葉区、野田市、市原市
6～10	3	佐倉市、四街道市、袖ヶ浦市
1～5	22	千葉市花見川区、千葉市緑区、市川市、船橋市、木更津市、松戸市、成田市、東金市、旭市、柏市、八千代市、君津市、富津市、八街市、白井市、富里市、匝瑳市、山武市、いすみ市、芝山町、横芝光町、長柄町
0	31	千葉市中央区、千葉市稲毛区、千葉市美浜区、銚子市、館山市、茂原市、習志野市、勝浦市、流山市、我孫子市、鴨川市、鎌ヶ谷市、浦安市、印西市、南房総市、香取市、大網白里市、酒々井町、栄町、神崎町、多古町、東庄町、九十九里町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
合計	59	

(3) 全国のヤード数

令和3年8月、各都道府県に対し、把握しているヤード数を照会し、調査したところ、表1のとおりであり、全国のヤード数は約800か所あり、千葉県のヤード数は345か所^{*}と、全国の約43%を占めており、全国的に見ても突出して多い状況であった。

※令和4年3月末現在は332か所

【表1】全国のヤード数（令和3年8月時点。各都道府県からの回答による。）

自治体名	千葉県	静岡県	長野県	三重県	鳥取県	茨城県	全国
ヤード数	345	138	81	77	47	35	808
割合(%)	42.6	17.1	10.0	9.5	5.8	4.3	-

(4) 千葉県にヤードが多く存在する要因

現地調査や業界団体等へのヒアリング、ヒアリングを踏まえて文献等の調査を行った結果、次の内容が明らかになった。

①金属スクラップ等の購入・売却（輸出）するための立地条件が良いこと

首都圏では解体工事の件数が多く、多量の金属スクラップが発生すること、また、千葉県臨海部の石油コンビナートから多くの不要品（規格外品）プラスチックが発生することなどから、千葉県はこれらの買い付けの利便性が高い。

また、東京湾の各港における貨物船・コンテナ船の出港状況は表2のとおりであり、金属スクラップを輸出する際に使用されるドライバルク船の便が千葉港や横浜港で多く、プラスチックを輸出する際に使用されるコンテナ船の便が東京港と横浜港で多いことから、千葉県は輸出の利便性も高い。

【表2】東京湾の各港におけるドライバルク船及びコンテナ船の出港状況

出港状況（隻）	ドライバルク船（貨物船）	コンテナ船
千葉港	1,670	208
東京港	213	4,697
横浜港	1,213	4,773
川崎港	448	488

出典：「千葉港・木更津港港湾統計速報」令和2年12頁

「東京港港勢（概報）」令和2年（2020年）港湾統計・東京都港湾局

「横浜港統計年報」2020年・横浜市港湾局

「川崎港統計年報」令和2年（2020年）・川崎市港湾局

《参考：ドライバルク船とコンテナ船の一例》



出典： 株式会社商船三井ホームページ

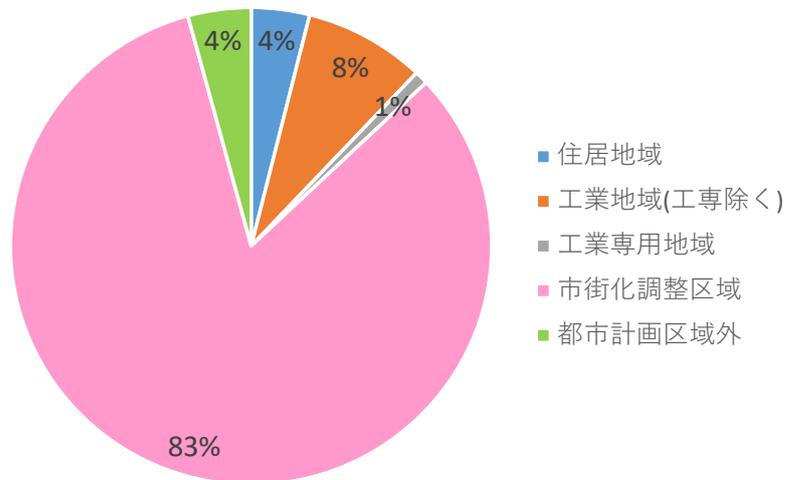
②関東の他都県と比べて、相対的に土地の価格が安い

県内において、金属スクラップヤード等332ヤードについて、都市計画上の用途地域ごとの内訳は、図のとおりである。市街化調整区域に274ヤード（全体の83%）、都市計画区域外に14ヤード（同4%）、合計288ヤード（同87%）が設置されており、ヤードが市街化区域以外に集中している。

（千葉県全体の面積（515,731 ha）に対して、用途地域以外の区域（市街化調整区域及び都市計画区域外）の面積は381,957 ha（約74%）であり、当該区域に設置されているヤードの割合のほうが大きい。）

また、関東圏の市街化調整区域の土地の価格を比較すると、表3のとおりであり、千葉県は相対的に価格が安いことから、ヤード業者にとって、比較可能な平成24年当時の状況をみると立地条件が良い。

【図】 都市計画法上の区域ごとの金属スクラップヤード等のヤード数



※住居地域は第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域の合計。商業地域は近隣商業地域、商業地域の合計。工業地域(工専除く。)は準工業地域、工業地域の合計。

【表 3】 関東近県の市街化調整区域内宅地の平均価格

自治体名	千葉	東京	神奈川	埼玉	茨城
平成 24 年 (円/㎡)	23,600	46,600	73,300	25,700	13,900
令和 3 年 (円/㎡)	24,000	(※1)	(※2)	(※3)	12,800

出典：都道府県別地価調査：国土交通省

※1 東京都：用途区分のうち、調整区域内宅地は、平成 25 年調査より廃止された。

※2 神奈川県：「市街化調整区域内宅地」の地点については、平成 25 年地価調査より、それぞれの用途分類に合わせて住宅地、商業地及び工業地に分類し、変動率を求めている。

※3 埼玉県：制度変更により平成 25 年度から調整区域内宅地の基準地は、他の区分に振り替えられている。

③中国の禁輸措置による影響

近年、中国の禁輸措置※に伴い、単一素材で原料にまで加工されたプラスチックや金属スクラップでないとは輸出できなくなった。そのため、禁輸措置以前は、中国国内で行われていた使用済プラスチックや金属製の工業機器類の手解体や破碎等の作業が、輸出する前に日本国内で行われるようになった。

これにより、中国系企業による金属スクラップヤード等が日本国内全体で増加している。

※ 中国の禁輸措置の概要

中国国民の健康に大きな影響を与える固形廃棄物（生活系プラスチックなど）の輸入は 2017 年末までに全面的に禁止し、中国国内の資源ごみで代替可能な固形廃棄物（工業系プラスチックや金属スクラップなど）の輸入は 2019 年末までに段階的に禁止・制限することとされた。

出典：中国における外国ごみの輸入禁止と固形廃棄物輸入管理制度改革に関するレポート（2019 年 4 月）（日本貿易振興機構（ジェトロ）海外調査部中国北アジア課）

④その他

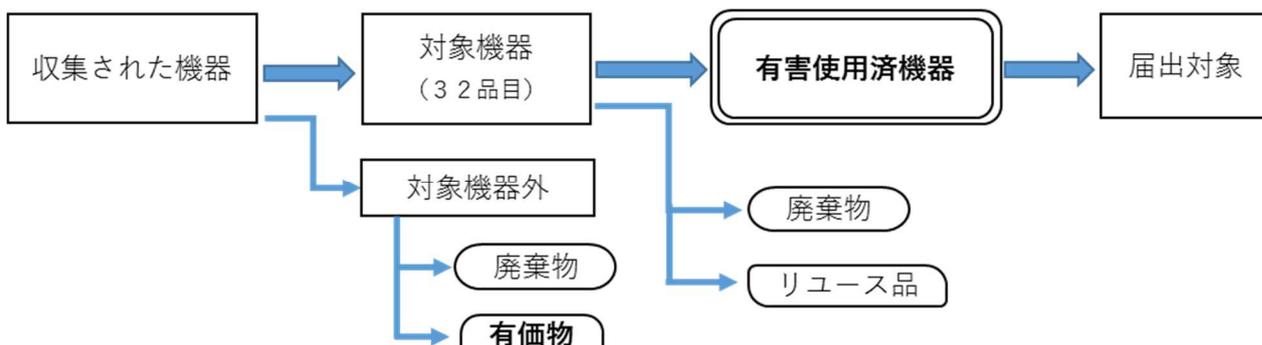
- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で中国から日本への進出が一時中断しているが、禁輸措置から 3 年以上経過し、今後本格的に進出してくると予測される。
- ・ 日本は東南アジアより政情が安定しており、東南アジアより高い人件費を踏まえても、好立地である。
- ・ 地球温暖化防止対策の観点から、鉄鉱石と石炭（コークス）を原料として鉄を作る高炉法から、より二酸化炭素の排出量が少ない、鉄スクラップを原料として鉄を作る電炉法への切り替えが進んでいくものと考えられることから、今後、鉄スクラップの需要が、益々伸びることが想定される。

(5) 既存法令等の適用関係について

①廃棄物処理法に基づく有価物（金属スクラップ等）の規制

- ・ 有価物として収集された家電リサイクル法・小型家電リサイクル法の対象機器 32 品目（テレビ、エアコン等 4 品目とパソコン・プリンター・等 28 品目）であって再使用されない物については、廃棄物処理法に基づき、「有害使用済機器」として、届出制により規制されている。
- ・ しかし、それ以外の有価物として収集された金属スクラップ等については、同法が適用されない。

《参考：有害使用済機器の判別図》



②害悪に対する既存法令等の適用関係

害悪	既存法令等	既存法令等の権限	現行法令等の規制対象	規制対象外
騒音・振動	・騒音規制法 ・振動規制法 ・市町村環境保全（公害防止）条例	市町村	・特定施設（破砕機、機械プレスなど） ・特定作業（バックホーの整地掘削）（バックホーの分別 39/54 市町村が規制あり）	ダンプの積卸しに伴う騒音、車両走行に伴う騒音 ▶ 残る 15/54 市町村は規制なし
悪臭	・悪臭防止法 ・市町村環境保全（公害防止）条例	市町村	特定施設・特定作業（プラのパレット化施設など）	油の付着した金属のガス溶断に伴う悪臭
火災	・消防法 ・市町村火災予防条例	市町村	指定可燃物（プラ単体 3,000kg 以上）の保管など	金属が混入したプラの保管など
飛散・流出・崩落	なし	なし	なし	破砕後プラスチックの保管など
水質汚濁	・水質汚濁防止法 ・県環境保全条例	県（一部市）	特定施設（プラのパレット化施設）	金属スクラップ等の洗浄・水選別施設
油汚染	なし	なし	なし	モーター等の保管に伴う油漏れ

2 課題

(1) これまでの県の対策と限界

県では、本年1月、関係課及び関係出先機関並びに関係市とヤードへの合同立入検査を実施し、次のとおり既存法令等の運用上の限界があることを確認した。

なお、実施に当たっては、外国人と適切な意思疎通ができないことにより生ずる支障を排除するため、通訳を同行した。

①立入検査権限の限界

スクラップヤード事業者に対して、廃棄物処理法等に基づき、保管物の中に有害使用済機器（使用済家電）の混入疑いがあること等を理由に立入検査を試みた。

しかしながら、事業者から、保管物は全て購入したH鋼や工業系機器類であり家電の混入はあり得ないこと、法律に違反する施設や建築物等もないことなどから立入検査を受ける理由がないことなど申し立てられ、法令等に基づく立入検査はできなかった。

②指導権限の限界

既存法令等に基づく立入検査はできなかったが、事業者の任意の協力を得てヤード内の状況確認や事業者への聞き取り調査を行った。

その結果、ヤード内の保管物は、有価物であったことから、油じみや高積みなどがあっても、適正な保管方法等に関する廃棄物処理法に基づく指導はできなかった。

○合同立入りの実施状況

実施日	対象ヤード	合同立入り職員
R4. 1. 27	2 ヤード (A 市)	延べ 県職員 22 名、市職員 14 名
R4. 1. 28	2 ヤード (B 市)	延べ 県職員 20 名、市職員 10 名

○市との合同立入りの様子



(2) 具体的な規制方法の検討について

332か所のうち108か所で、様々な周辺環境への悪影響が認められたが、「飛散・流出・崩落」、「油汚染」に対しては法令上の規制がなく、「騒音・振動」、「悪臭」、「水質汚濁」、「火災」に対しては規制が限定的である。また、そもそもヤードそのものに着目した法令等はない。

また、害悪に応じて、その規制権限の主体は、市町村と県に分かれている。

このため、市町村と県の各部局が別々に個別法令等で対策を講じている現状であり、ヤードの様々な害悪に対して効果的な対策を講じていくため、どのような規制内容とするのが適当かなど、具体的な検討を行う必要がある。

金属スクラップヤード等

金属スクラップヤード

- 金属単体
- 切断・圧縮



切断 圧縮



雑品スクラップヤード [金属、プラスチック等の 混合物]

- 使用済電気電子機器など
- 破碎・選別・手解体



破碎・選別

選別後プラ

選別後金属



手解体・選別

プラスチックヤード

- プラスチック単体
- 破碎・選別・溶融



破碎・選別

溶融

→フレーク化

→ペレット化



有害使用済機器 (廃棄物処理法の規制)

- 家電リサイクル法 4 品目
- 小型家電リサイクル法 28 品目

周辺環境への悪影響等の概要について

1 騒音・振動 (78 事業場)

- ・ バックホーによる分別作業やダンプの積卸し作業に伴う断続的な金属の衝撃音、処理施設におけるプラスチックの破碎に伴う継続的な騒音があった。
いずれも敷地境界で、簡易測定の結果、最大 80db 程度の騒音があった。
- ・ 騒音の詳細調査として騒音規制法に基づき騒音を測定した結果、評価値(L5 値) 73 デシベル、最大値(瞬時値) 85 デシベルを確認した。

2 油汚染 (34 事業場)

- ・ 油を含む機器類の地面への直置きに伴う油染みがほぼ全てであった。
- ・ 油の含まれるモーター等が野ざらしで保管されているところ油水分離槽等の設置もなく、これらに触れた雨水(汚水)流出のおそれがあった。
- ・ 実際に、場内にこぼれていた機械で使用された油が雨水とともに河川へ流出したことを確認した。

3 飛散・流出 (33 事業場)

- ・ 屋外保管に伴う場外周辺への飛散や高積みに伴う場外への流出(敷地境界から数メートル程度の範囲)があった。
- ・ 洗浄水の排水に伴うプラスチック片の流出があった。(道路側溝を通じて数キロメートル先の田んぼまで流出)。

4 悪臭 (15 事業場)

- ・ ペレットの加工施設によるプラの溶融に伴う臭いが施設の設置される建屋内では感じたが、建屋外・事業場外ではいずれも臭いはなかった。
- ・ 作業員から、金属のガス溶断作業に伴う金属付着油の揮発による悪臭の苦情があることを聴取した。

5 水質汚濁 (4 事業場)

- ・ 破碎後プラスチック等を洗浄してペレット化している施設の排水から、排水基準を超過するカドミウム、鉛、水銀の有害物質や破碎後プラスチック等の事業場外への流出があった。

6 火災 (27 事業場)

- ・ 重機による金属スクラップ等の分別作業や営業時間外における保管物からの火災があった。
- ・ 金属スクラップヤード等における火災件数は、平成30年1月から令和4年3月31日までに27件（事業場全体の約8%：雑品及びプラスチックのみ）であったことに対して、産業廃棄物処理許可業者の事業場における火災件数は13件（事業場全体の約4%）であったことから、火災の割合が倍程度もあった。

7 高積に伴う崩落のおそれ (73 事業場)

- ・ 現地調査の半数以上の事業場で外壁より高く積まれた金属スクラップ等による崩落のおそれを認めた。

8 場内循環等と称する水による水質汚濁のおそれ (23 事業場)

- ・ 洗浄・水選別施設で使用する水については、事業者は場内循環水と事業者は称するが、最終的な処分方法が確認できず、これらの排水による水質汚濁のおそれを認めた。
- ・ 水質汚濁の詳細調査として場内循環水の水質調査をした結果、排水基準を超過するカドミウム、鉛、水銀の有害物質等が検出された。

市町村ヒアリングの結果概要について

1 目的

県条例の制定にあたっては、全県を俯瞰する立場から、地域の実情等、様々な観点から多角的に検討をする必要があるところ、各市町村における金属スクラップヤード等（以下「ヤード」という。）の設置状況や害悪の状況は様々であることから、全県域の規制として最も適切な規制内容を検討するため、地域の実情に詳しい市町村からヒアリングを実施した。

2 実施期間

令和4年9月12日から令和4年10月19日まで

3 実施対象

千葉市を除く全市町村（環境部局及び消防部局）

4 ヒアリングの実施項目

- (1) これまでの市町村によるヤードに対する取組や認識について
- (2) 県条例の制定について
- (3) 規制対象物について
- (4) 規制手段（許可制・住民説明会・保管基準・距離規制）について
- (5) 県と市町村との連携について
- (6) 市町村条例による規制の強化について
- (7) その他の意見

5 ヒアリング結果のまとめ

- 県条例の制定については、全市町村から、制定を要望されるとともに、許可制及び住民説明会を導入してほしいとの要望があった。
- 保管基準については、全市町村から、全県域に一律に保管基準を課すのではなく、例えば、火災発生のおそれのない鉄スクラップ等のみを保管するヤードや、周辺への害悪のおそれもなく資源循環に寄与している港湾施設に立地するヤードについては、高さ5m制限等は厳しすぎるのではないかと、あるいは高さ制限等により保管量を制限

しすぎると、ヤードの新規設置や面積の拡大につながる懸念があるのではとの意見があった。

- 住宅地からの距離規制については、ほぼ全ての消防局（本部）から、火災防止の観点からの規制（距離制限等）は、消防組織法上、市町村の権限とされており、県では困難と考えるとの意見が出された。

なお、仮に県で距離制限をかけてしまうと、当該市町村にヤードが集中し、優良な農地、山林など自然環境が破壊されるおそれがあるなどの意見が15市町村からあった。

一方で、ヤードは迷惑施設であり、騒音等の苦情が多いため、県で住宅からの距離制限をしてほしいとの意見が6市町村からあった。

- 県と市町村との連携については、全市町村から、ヤードには、騒音に係る特定施設、指定可燃物の貯蔵など市町村条例の規制対象があることから、これらに関する情報提供をしてもらえれば助かるなどの意見があった。

6 主な意見

※（ ）内の市町村数について、複数意見があった場合、重複して集計しており、合計は必ずしも53にはならない。

(1) これまでの市町村によるヤードに対する取組や認識について

<まとめ>

現時点では、ヤード固有の問題としては苦慮してはいないという意見がほとんどであったが、ヤード固有の問題として、火災や騒音等の問題に、非常に苦慮しているという意見もあった。

- ① ヤードが、他の事業場等と比べて著しく生活環境保全の支障を生じさせているという認識や、苦情に対応できていないという認識はない。（43市町村）
- ② 特定の金属スクラップヤード等に対して、周辺住民から火災や騒音等の苦情が繰り返し寄せられており、対応に苦慮している。（10市町村）

(2) 県条例の制定について

<まとめ>

現時点では、ヤード固有の問題としては苦慮してはいないと認識している市町村も含め、全市町村から、県条例を制定するべきとの意見であった。

- ① 各市町村が個別に条例で規制した場合、条例のない市町村にヤード業者が集中することが想定されることから、県が県全域を規制するべき。（45市町村）
- ② 今後、鉄スクラップの需要が増えることが想定され、千葉県内にヤードが益々増加することが見込まれることから、県が全域を規制するべき。（8市町村）

(3) 規制対象物について

<まとめ>

金属とプラスチック以外で、有価物として取り扱われている物は、確認できなかった。

- ① 有価物として売買されている物は、金属とプラスチック以外は確認できない。(5 1市町村)
- ② 事業者が有価物と称する伐採木や木枠が保管されていたが、産業廃棄物として適正に処分するよう指導している。(2 市町村)

(4) 規制手段について

○許可制について

<まとめ>

全市町村から、許可制を導入するべきとの意見であった。

- ① 既に千葉市と袖ヶ浦市が許可制であり、同様の許可制でないと、当市に事業者が流れ込んでくることから、許可制を導入してほしい。(4 2市町村)
- ② ヤードは、他の事業場と比べて、突然設置されることもあり、既存法令等に基づく指導が事後的になることから、ヤードが設置される前に情報を入手する仕組みとして許可制を導入してほしい。(9 市町村)
- ③ ダンプが地域の小道やスクールゾーンを走行したりすると困るので、地域の意見を吸い上げて、事業者配慮してもらえるような仕組みとして許可制を導入してほしい。(2 市町村)

○住民説明会について

<まとめ>

全市町村から、住民説明会の実施をさせるべきとの意見であった。

- ① ヤードを迷惑施設と考える住民もいることから、事業者は、住民説明会を実施し、住民との信頼関係の構築をするべき。(3 5市町村)
- ② ヤードは、鋼板に覆われていて、誰がやっているのか分からないから不安だという声があり、顔が見える関係を構築する必要があることから、実施するべき。(1 3市町村)
- ③ ダンプが地域の小道やスクールゾーンを走行したりすると困るので、事業者は地域の実情を踏まえて、住民の意見を聞く場が必要と考える。(3 市町村)
- ④ スクラップの飛散・流出防止措置として高い塀の設置を望む住民もいれば、日照権の問題から、それを望まない住民がいることも想定されるので、住民と事業者のお互いのためにも、話し合いの場は必要と考える。(事業者が良かれと思ってやっていることが、必ずしも住民が望んでいることでない。)(2 市町村)

○住民説明会の対象範囲について

<まとめ>

住民説明会の対象範囲については、市町村と事業者が協議するべきとの意見が

多数であった。

- ① スクラップヤードは事業場からの騒音等のほかに、ダンプの走行や田んぼの水利等についても周辺住民から心配する声があり、地域性が大きく出る部分であることから、住民説明会の範囲については、市町村と事業者が協議するべきだと考える。

(36市町村)

- ② スクラップヤードの設置に伴う利害関係者は多岐にわたることから、住民説明会の範囲の決定については、地域の実情を把握している市町村の意見を反映したうえで、実施されるべきだと考える。(13市町村)
- ③ スクラップヤードの周囲の状況はさまざまであり、説明会の対象が広がりすぎてしまうことが懸念されるため、県下一律の距離を設定し、対象を絞って実施されるべきだと考える。(4市町村)

○保管基準の設定等について

<まとめ>

全市町村から、燃えない物や港湾施設に対して、高さ5m制限等の保管基準は必要ない(するべきではない)のでとの意見であった。

- ① 燃える物がなければ、廃棄物と同等(保管物は囲いより低くするなど)の保管基準で十分ではないか。(37市町村)
- ② 一律に高さ5m制限等の基準を適用した場合、別の場所にヤードを設置する業者が現れることが想定され、ヤードが無秩序に増えてしまうのではないか。(敷地面積が大きいヤードが設置されてしまうのではないか。)(10市町村)
- ③ 何でもかんでも高さ5m規制をすることに合理性はなく、電池やバッテリーなど火災の原因を除去することが重要ではないか。(7市町村)
- ④ 港湾のヤードについては、周辺への害悪のおそれもなく、一律に保管の高さ5m以下等の基準を適用するのは無理があると思うし、資源循環に寄与している面があることに留意する必要があると思う。(1市町村)

○住宅地等からの距離基準について

<まとめ>

千葉市と同様の距離規制は、消防法等を考慮すれば、市町村が地域の実情に応じて実施するべきという意見がほとんどであったが、一部市町村からは、ヤードが住宅から離れた場所にあれば、苦情が出にくくなるので、距離規制を導入してほしいとの意見があった。

- ① 火災リスク軽減の観点からの規制については、消防組織法では、消防の範疇とされており、消防は市町村の責任とされているので、千葉市と同様の距離規制については、そもそも県では困難と考える。(27消防)
- ② 消防法は、国民の財産等を火災から保護することを目的としているところ、その主語は、消防長・消防署長とされていることから、千葉市のような距離規制は、

市町村の所掌する事務と考える。(1 消防)

- ③ 消防法に基づく危険物の距離規制(保安距離)においては、危険物を作る製造所等から住宅までの距離を10m以上、最大に距離を確保することとしている重要文化財までの距離でも50m以上とされていることを踏まえると、全県域を一律に距離規制することは厳し過ぎることから、地域の実情に応じて実施するべきと考える。(3 2 市町村)
 - ④ 現状、産業廃棄物処理施設が市街化調整区域に集中する中で、距離規制の導入により、更に金属ヤード等が集中する結果、優良な農地や自然環境が破壊されることや、井戸水に影響が生じることが心配されることから、全県域を一律に距離規制が適用されると困る。(1 5 市町村)
 - ⑤ 不法ヤードという言葉も聞くが、資源リサイクルの観点から、ヤード自体は悪ではないことから、必ずしも距離規制でヤードを排除するということではなく、むしろ保管基準を遵守させて、ヤードの適正化を図るとともに、保管基準の違反者に対する厳罰化が必要と考える。(7 市町村)
 - ⑥ 消防法等の観点から、県が距離規制を導入することは難しいと考えられることから、距離規制については、必要に応じて市町村が独自に条例で定めるべきものだと考える。(4 市町村)
- ※ 県条例で距離基準を設けるべきと回答したのは、(6 市町村)

(5) 県と市町村との連携について

<まとめ>

全市町村から、県と市町村は連携をするべきとの意見であった。

- ① ヤードには、騒音に係る特定施設など、市条例で規制しているものがあることから、廃棄物処理業者への合同立入りと同様に、県と連携して対応するべき。(4 5 市町村)
- ② 騒音の特定施設がある場合や合成樹脂類の貯蔵など指定可燃物がヤードに保管されている場合は、あらかじめ届出をしてもらった必要があることから、ヤードが設置される前に事業計画の情報提供をしてもらえるとありがたい。(1 8 市町村)
- ③ 外国籍の業者が多く言葉が通じないという問題があることから、合同立入りを実施してもらえるとありがたい。(4 市町村)
- ④ 少なくとも、県と市町村で情報共有や連携は必須である。(2 市町村)

(6) 市町村条例による規制の強化について

<まとめ>

総じて、市町村条例による規制の強化は考えられないとの意見であった。

- ① スクラップヤードに関して、騒音等の苦情がないことから、市町村環境保全条例の規制強化等は考えていない。(4 9 市町村)
- ② 今後の状況によっては、市町村条例の見直しを考える必要がある。(3 市町村)

- ③ 現行の市町村条例では、バックホウの作業は特定作業になっていないため、金属スクラップヤードのことを考えると見直しをする必要があるのかと思う。(1市町村)

(7) その他の意見

- ① 住民説明会の実施方法については、戸別訪問の場合だと、住民が威圧されたり、金銭の授受があったりして後々トラブルになることが懸念されることから、区等の団体を対象として開催されるべき。(2市町村)
- ② 山間部にスクラップヤードが設置され、出火した場合、貯水槽も消火栓もなく、消火活動が難しくなる。消防水利を義務付けてもいいと思う。(2市町村)
- ③ 初期対応として市町村が立入りをすることが想定されることから、廃棄物処理法のように、県職員との併任辞令を交付してもらえるとよい。(2市町村)
- ④ 残土条例の例をみると、面積による裾切りがあり、大きいものは県条例で定められていて、小さいものは市町村が定めないといけなくなっている。同じように、スクラップヤードでも裾切りがあるようだと、結局市町村が独自に条例を作らないといけなくなることを懸念している。(1市町村)

県条例の制定に係る主な論点について（案）

全県を俯瞰する立場から、類似する施設に対する規制の状況、資源リサイクルに及ぼす影響、立地に係る地域の実情等を考慮し、県条例制定に係る論点を抽出した。

<論点>

①規制に関する基本的な考え方について（類似施設（有害使用済機器や廃棄物の施設）に対する規制が参考になるか）

- ・ 有害使用済機器（廃棄物）と同様に、騒音・振動、不適正保管による油汚染や火災など様々な悪影響がヤード内で発生していることから、基本的には、これらの規制をベースに条例の規制を検討すべきか。

②条例の目的設定について

- ・ 規制重視とするか、資源リサイクル推進の観点も考慮するか。
- ・ 一部ヤードについては、地域の生活環境に支障を及ぼしている状況も認められているが、ヤード内においては原材料として利用することができる鉄スクラップや使用済プラスチック等（有価物）の資源リサイクルが行われていることも事実であり、県条例として、このことをどのように受け止めて、目的設定すべきか。

③規制対象物について

- ・ 再生資源として売買されている物は、金属とプラスチックのみが確認されており、仮に木材、ガラス等も含めて県条例の規制対象物（有価物）とした場合、廃棄物処理法逃れ（有価物偽装）の助長につながるおそれはないか、その他の影響は考えられるか。

④規制対象者について（保管者（業者）とするか、設置者とするか）

- ・ 規制対象者として、ヤードにおける金属スクラップ等の保管行為に着目すべきか、ヤードの設置自体に着目すべきか。

⑤規制的手法の検討について

- ・ 許可制とするのか、届出制とするのか

⑥住宅地等からの距離制限の設定について

- ・ 県の権限で規制できるのか、全県域の規制手段として適切といえるのか。

⑦保管基準の設定について

- ・ 地域の実情や保管物の特性を考慮するか。

⑧県条例の適用除外について（適用除外を設けるかどうか）

- ・ 先行する2市（千葉市・袖ヶ浦市）の条例との整合や、今後、他の市町村が条例を作りたいと考える場合の整合の取り方をどうすべきか。

⑨住民との信頼関係の構築について

- ・ 住民説明会の実施を条例に義務づけるかどうか。
- ・ 住民説明会の実施を義務付ける場合、どの範囲の住民を対象とすべきか。
- ・ 住民との信頼関係の構築に当たり、どの程度のものを事業者を求めるべきか。

⑩市町村との連携について

- ・ 火災、騒音等の規制権限を有する市町村との関わりをどうするか。
- ・ 火災、騒音等又は一般廃棄物を原因とする周辺環境への悪影響に係る規制は、個別にみれば市町村により既に規制されているが、ヤードに着目した県条例による規制を行う際、県は市町村と、どのように関わるのが望ましいか。

⑪市町村への支援について

- ・ 市町村がその地域の実情に応じて、金属スクラップヤード等に関する規制を実施する場合、ヤードへの受入れ物や保管等に伴って生じる産業廃棄物（有害使用済機器）の該当性の判断が必要となることが想定されるが、県として、どのように支援していくことが、県内のヤード問題への対応として適当であるのか。

⑫外国人労働者の多いヤード実態を踏まえた対応について

- ・ 日本語で会話のできる者が現場にいないヤードが多数確認されていることを踏まえて、現場における指導の実効性をどのように担保すべきか。

「（仮称）千葉県金属スクラップヤード等適正化条例」有識者会議設置要綱

（目的）

第1条 金属スクラップヤード等（以下「ヤード」という。）においては、金属スクラップや使用済プラスチック等のリサイクルの推進に寄与している一方、一部において、地域の生活環境に支障を及ぼしている状況も認められている。

こうした状況に鑑み、全県を俯瞰する立場で、立地の実情、類似施設への規制の状況、資源リサイクルに及ぼす影響等を考慮しつつ、「（仮称）千葉県金属スクラップヤード等適正化条例」（以下「条例」という。）の制定を検討するに当たり、有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置し、専門的な知識や経験を活かした意見等を聴くことを目的とする。

（聴取事項）

第2条 有識者会議の構成員は、条例の具体的な規制の内容その他必要な事項について意見等を述べる。

（構成）

第3条 有識者会議は、別表に掲げる者をもって構成する。

（座長）

第4条 有識者会議に座長を置き、座長は構成員の互選により決定する。

2 座長は会議を統括する。

3 座長に事故あるときは、あらかじめ座長が指名した構成員がその職を行う。

（会議の招集）

第5条 有識者会議は、必要に応じ、環境生活部廃棄物指導課長が招集する。

（事務局）

第6条 有識者会議の事務局は、環境生活部廃棄物指導課に置く。

（存続の期間）

第7条 有識者会議の存続期間は、条例が制定されるときまでとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関して必要な事項は、座長が有識者会議の構成員に諮って定める。

2 有識者会議は、地方自治法第138条の4第3項の規定により法律又は条例で設置される附属機関には該当しない。

附 則

この要綱は、令和4年11月8日から施行する。

別表

区 分	人数
ヤードに関する有識者	2名程度
廃棄物に関する有識者	2名程度
騒音等の規制に関する有識者	1名程度



記者発表資料



令和3年10月1日
 環境局資源循環部
 産業廃棄物指導課
 電話 245-5680
 内線 6471

千葉市再生資源物の屋外保管に関する条例（案）について ～全国初の設置許可制及び立地基準を導入～

千葉市では、再生資源物の屋外保管について、一定の規模を超える屋外保管事業場の設置に許可を要することとするとともに、全ての屋外保管事業場に課される保管基準等を定める「千葉市再生資源物の屋外保管に関する条例」を制定することとしましたので、お知らせします。

1 条例制定の趣旨

現在、市内の市街化調整区域を中心として、多くの再生資源物^{*}の屋外保管施設（金属スクラップヤード）が存在しており、操業に伴う騒音・振動や不適切な保管による火災の発生など、地域住民の生活の安全に支障をきたす状況が発生しています。

一方、再生資源物は有価物として取引されているため、廃棄物及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）の規制対象となる「廃棄物」には該当しないため、その保管について直接規制する法令等がありません。

そこで、市民生活の安全の確保及び生活環境の保全を図ることを目的として、再生資源物の屋外保管を行う者が守るべき義務等必要な事項を定めた「千葉市再生資源物の屋外保管に関する条例」を制定することとしました。

※再生資源物：使用を終了し、再生資源として収集された木材、ゴム、金属、ガラス、コンクリート、陶磁器、プラスチックその他これらに類する材質を原材料とするもの及びこれらの混合物

2 条例（案）の概要

(1) 立地基準・保管基準を定めた許可制の導入等

ア 立地基準の設定：住宅等の敷地から100m以上離れた土地に設置すること

イ 保管基準の設定：屋外保管する場合の高さを5m以下等にする措置

：火災の発生又は延焼を防止するための措置

1つの保管体の最大面積（200m²以下）

保管体どうしの距離（2m以上）

：油、汚水等の浸透防止措置

：掲示板、囲いの設置

ウ 説明会の開催：周辺300m以内の居住者等に対する説明会の開催を義務化

新規事業者は条例施行の日から設置に対する市の許可取得を要することとします。

また、条例施行の際、現に100m²より広い再生資源物の屋外保管事業場を設置している事業者は、届出に基づき全ての保管基準への適合を確認した上で、みなし許可とします。

いずれも有効期間を5年間とし、更新制とします。

(2) 再生資源物を屋外保管する者に対する市長の権限

報告の徴収、立入検査、義務違反に対する勧告・命令、

事故時に必要な措置を講ずる命令、停止及び許可の取消し

(3) 罰則

- ・無許可での屋外保管事業場の設置・変更、命令違反等
「1年以下の懲役 又は 100万円以下の罰金」
- ・使用前検査未受検での使用、無許可譲受け等
「6月以下の懲役 又は 50万円以下の罰金」
- ・軽微な変更の無届、立入検査忌避等
「30万円以下の罰金」

3 条例に基づく届出対象

75件（令和3年7月末時点）

4 施行期日及び今後のスケジュール

(1) 施行期日

令和3年11月1日（月）

(2) 今後のスケジュール

令和3年12月1日まで 経過措置が受けられる従前の事業者である旨の届出期限

令和4年 2月1日まで 既存事業場の保管方法等の届出（みなし許可）期限

〃 5月1日 罰則適用（条例の完全施行）

※条例公布から施行までの期間が短いため、罰則の適用は
6カ月間の猶予とする。

5 千葉市環境関係手数料条例の一部改正

本条例の設置許可申請等の手続きに対し手数料を徴収するため、併せて千葉市環境関係手数料条例を一部改正し、新たな手数料を定めます。

(1) 名称及び金額

- | | |
|------------------------|---------|
| ・屋外保管事業場設置許可申請手数料 | 30,000円 |
| ・屋外保管事業場更新許可手数料 | 25,000円 |
| ・屋外保管事業場変更許可申請手数料 | 23,000円 |
| ・屋外保管事業場譲受け等許可申請手数料 | 9,000円 |
| ・屋外保管事業場設置法人合併等承認申請手数料 | 9,000円 |

(2) 施行期日

令和3年11月1日（月）

袖ヶ浦市再生資源物の屋外保管に関する条例（案）について

1 条例制定の背景

近年、中国を中心としたアジア地域の成長により、金属スクラップをはじめとした再生資源物の需要が海外において急速に高まっており、日本国内では資源とならないものも有価物として輸出されています。

市内には、複数の再生資源物の屋外保管を行う事業場（以下「屋外保管事業場」といいます。）が存在し、主に再生資源物の搬出入時における重機による騒音や振動、保管物を溶断する際に発生する煙や悪臭、再生資源物に付着する油の処理に関して市民等からの通報があり、周辺住民の生活環境等に支障をきたす状況が発生しています。

一方、再生資源物は、有価物として市場で取引されていることから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」といいます。）の規制対象となる「廃棄物」に該当せず、規制することができません。その他の法令でも、再生資源物の屋外保管について直接規制することは難しい状況です。

再生資源物は、法令の規制対象となっていないものの、屋外保管をする場合には、雨水による地下水等への影響や、豪雨、台風等の災害による危険も想定され、市民の不安を生じさせていることから、市民の生活環境の保全を図るとともに、安全・安心に生活を送れるよう、その取扱いについて規制することが必要です。

さらに、現在は新型コロナウイルス感染症の影響で、国内における建物等の解体工事が停滞していますが、影響が緩和した後は、解体工事の増加等に伴う再生資源物の増加により、本市の地理的な要因からも本市への搬入等が予想されます。そのため、市民生活の安全や生活環境を保全するため、既存の屋外保管事業場のほか、新規の屋外保管事業場に対する規制が必要です。



積み上げられた再生資源物



事業場外への油の流出

2 条例等による規制の必要性について

(1) 再生資源物の屋外保管の危険性

再生資源物は、市場等で取引される有価物であり、その性状等から、屋外保管では次のような危険性が高く、取扱いや保管等について規制することが必要です。

- ① 再生資源物は、冷蔵庫、エアコン、パソコン等の使用済機器等を含む雑多な品目が含まれており、中には発火のおそれがあるリチウムイオン電池等を屋外で保管している屋外保管事業場があります。
- ② 高く積み上げて保管されている屋外保管事業場があり、強風時等に崩落の危険があります。
- ③ 主に破砕され細くなることから、強風時に飛散するリスクや、保管する場所に降った雨水が浸透する過程において汚染度の高い汚水が発生するリスクなどがあります。

(2) 本市の地理的状況等

本市は、①首都圏の中でも土地の価格が安く、広い敷地が手に入ること、②輸出港（袖ヶ浦港、木更津港、千葉港、横浜港等）までのアクセスが良いこと、③県内に成田空港があり、外国人の就労等に便利であることなどから、近年、再生資源物を扱う屋外保管事業場が増加しています。また、再生資源物は、関東地方だけでなく、東海・上越地方等からも搬入されています。

さらに、日本は世界でも主要な鉄スクラップの輸出国であり、これまでは中国や韓国が主要な輸出先でしたが、近年ではベトナムや台湾への輸出が増加し、今後はインドやバングラデシュ等において鉄スクラップ等の需要が増加することが見込まれ、再生資源物の輸出入の利便性が良い本市においては、既存の屋外保管事業場の拡大や新たな事業者の参入により、更なる環境の悪化が懸念されます。



出所：国土地理院

(3) 生活環境への悪影響

屋外保管事業場をめぐる生活環境への悪影響は、主に次の3点であり、市民生活の安全や生活環境等が脅かされている状況にあります。

- ① 再生資源物の搬出入時における重機による騒音や振動です。また、作業時間を遵守せず、早朝や夜間にも作業を行っていることがあります。
- ② 保管物を溶断する際に発生する煙や悪臭です。輸出できる大きさに金属を溶断する際に煙等が発生しています。
- ③ 再生資源物に付着する油の処理です。油水分離槽を設置せずに排水溝へ接続すると、油が河川に流出することになり、被害が発生したケースもあります。

(4) 行政指導の現状

本市では、上記のような騒音、振動、悪臭、水質汚濁等の発生を防止するため、事業者に対して行政指導を行ってきましたが、指導によって一時的に周辺環境への配慮をしても、その後再開されるなど、その繰り返しとなっている状況にあり、指導だけでは市民生活の安全や生活環境を保全することができないことから、条例等により、保管物の高さや保管場所の面積等への規制のほか、勧告、命令等を直接行うことができるようにする必要があります。

また、他の自治体においても同様の状況にあることから、条例の制定により対応している自治体があります。

3 再生資源物の種類

再生資源物は、使用を終了し、再生資源として収集された、鉄・非鉄金属スクラップ、雑品スクラップ等について、原材料として利用することができるものをいいます。

主な再生資源物

- ・鉄スクラップ：鉄筋、鉄骨等
- ・非鉄金属スクラップ：電線、配線、タイヤホイール等
- ・雑品スクラップ：廃家電、モーター、バッテリー等

※ 雑品スクラップとは、再生資源物にプラスチックやガラスなどの他の材質が付着したものをいいます。

4 条例等に盛り込む規制等の主な内容

(1) 目的【第1条関係】

屋外保管された再生資源物の火災の発生又は延焼、崩落、飛散その他の事故等を防止するとともに、屋外保管に伴う騒音、振動、悪臭、水質の汚濁等の発生を防止し、又は軽減し、もって市民生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与することを目的とすることを定めます。

(2) 再生資源物の定義【第2条関係】

条例で規制する「再生資源物」は、使用を終了し、再生資源として収集された木材、ゴム、金属、ガラス、コンクリート、陶磁器、プラスチックその他これらに類する材質を原材料とするもの（分解、破砕、圧縮等の処理がされたものを含む。）及びこれらの混合物とすることを定めます。

なお、廃棄物処理法で規定される「廃棄物」と「有害使用済機器」や、千葉県特定自動車部品のヤード内保管等の適正化に関する条例で規定される「自動車部品」については、廃棄物処理法等による規制を受けることから、条例による規制の対象とはしません。

(3) 屋外保管事業者等の責務

条例では、屋外保管事業者等の責務、土地所有者の責務、市の責務について定めます。

ア 屋外保管事業者等の責務【第3条関係】

- ① 屋外保管事業者は、法令等に従い、屋外保管事業場を適正に管理運営しなければならず、苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもって、その解決に当たらなければなりません。
- ② 屋外保管事業場を設置しようとする者は、その旨を土地所有者に説明しなければなりません。
- ③ 再生資源物を排出する者は、環境基準に適合しない再生資源物が、屋外保管されることのないよう努めなければなりません。
- ④ 再生資源物を運搬する者は、再生資源物の汚染状況を確認し、市民生活の安全や生活環境の保全上支障があるものを運搬することのないよう努めなければなりません。

イ 土地所有者の責務【第4条関係】

- ① 土地の所有者は、屋外保管事業場として、自らの土地を譲渡し、又は使用させようとするときは、当該屋外保管事業場が市民生活の安全や生活環境の保全上、支障がないことを確認しなければなりません。
- ② 苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもって、その解決に当たらなければなりません。

ウ 市の責務【第5条関係】

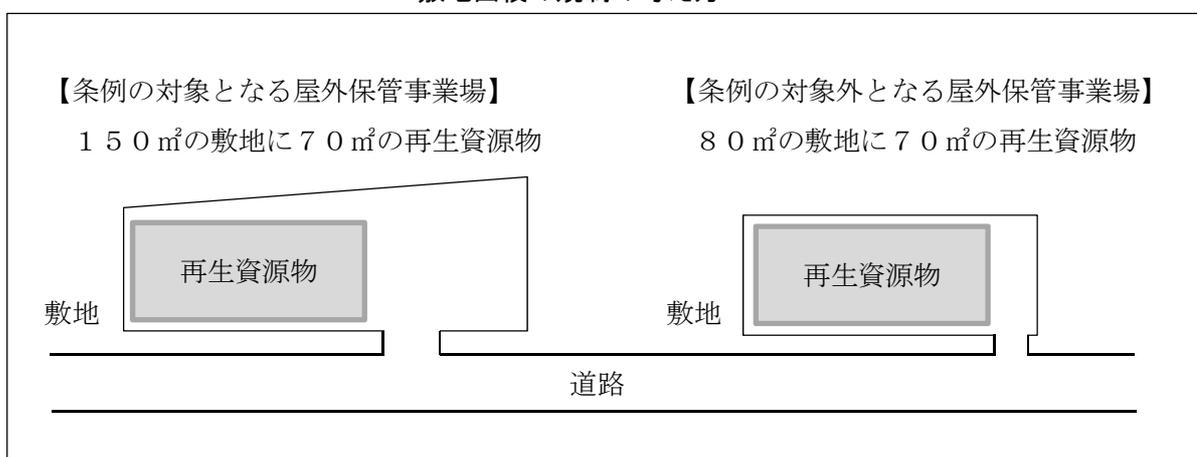
市は、関係行政機関等と連携し、市民生活の安全や生活環境の保全に努めるものとします。

(4) 屋外保管事業場の許可等【第6条関係】

屋外保管事業場を設置しようとする者は、次に掲げる条件を満たした上で、設置する屋外保管事業場ごとに、申請書及びその添付書類を提出し、市長の許可を受けなければならないことを定めます。ただし、屋外保管事業場の敷地面積が100平方メートルを超えない場合や、本来の業務に付随して一時的に屋外保管を行う場合、他の法令（使用済自動車の再資源化等に関する法律等）により許可等を受けている場合には、許可を受ける必要がありません。

- ① 屋外保管事業場を設置しようとする者は、欠格要件（破産して復権を得ていない者、禁錮以上の刑の執行から5年を経過していない者等）に該当せず、かつ、袖ヶ浦市暴力団排除条例に規定する暴力団員等ではないことが必要です。
- ② 許可の有効期間は、5年間とし、許可の更新を受けなければ、その効力を失います。

～ 敷地面積の規制の考え方 ～



(5) 事前協議【第7条関係】

屋外保管事業場の許可等を申請しようとする者は、許可の申請前に、当該屋外保管事業場の計画について、市長と協議しなければならないことを定めます。

(6) 住民説明会の開催等【第8条関係】

屋外保管事業場の許可の申請をしようとする者は、周辺住民等に対して、説明会を開催し、事業計画の概要等を説明しなければならないことを定めます。屋外保管事業場を拡大する場合も同様とします。

また、規則において、「周辺住民等」として、①屋外保管事業場から300メートル以内に居住する者、②事業者、③屋外保管事業場が存する地区の自治会長等を定めます。

(7) 屋外保管事業場における保管基準【第9条関係】

屋外保管事業者は、周辺住民の安全に配慮した再生資源物の適正保管を示すため、次に掲げる保管基準を満たさなければならないことを定めます。

ア 100平方メートル以上の屋外保管事業場に適用される基準

- ・屋外保管の場所の周囲に囲いが設けられていること。
- ・外部から見やすい箇所に屋外保管の場所である旨その他必要な事項を表示した掲示板が設けられていること。

イ 全ての屋外保管事業場に適用される基準

(ア) 屋外保管の場所から再生資源物や汚水により市民生活の安全や生活環境の保全上、悪影響を及ぼすことのないよう、次に掲げる措置を講じなければなりません。

- ① 屋外保管する再生資源物の荷重が直接囲いにかかり、又はかかるおそれがある構造である場合にあっては、当該荷重に対して当該囲いが構造耐力上安全であること。
- ② 屋外保管する場合にあっては、積み上げられた再生資源物の高さが、規則で定める高さ（上限5メートル）を超えないようにすること。
- ③ 屋外保管事業場において、騒音又は振動が発生する場合にあっては、当該騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- ④ 再生資源物の保管に伴い、汚水が生ずるおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するため、保管場所の底面を不浸透性の材料（コンクリート等）で覆うとともに、油分離装置及びこれに接続している排水溝その他の設備を設けること。
- ⑤ 害虫が発生しないよう必要な措置を講ずること。

(イ) 屋外保管事業場における火災の発生又は延焼を防止するため、規則で定めるところにより、次に掲げる措置を講じなければなりません。

【規則で定める措置】

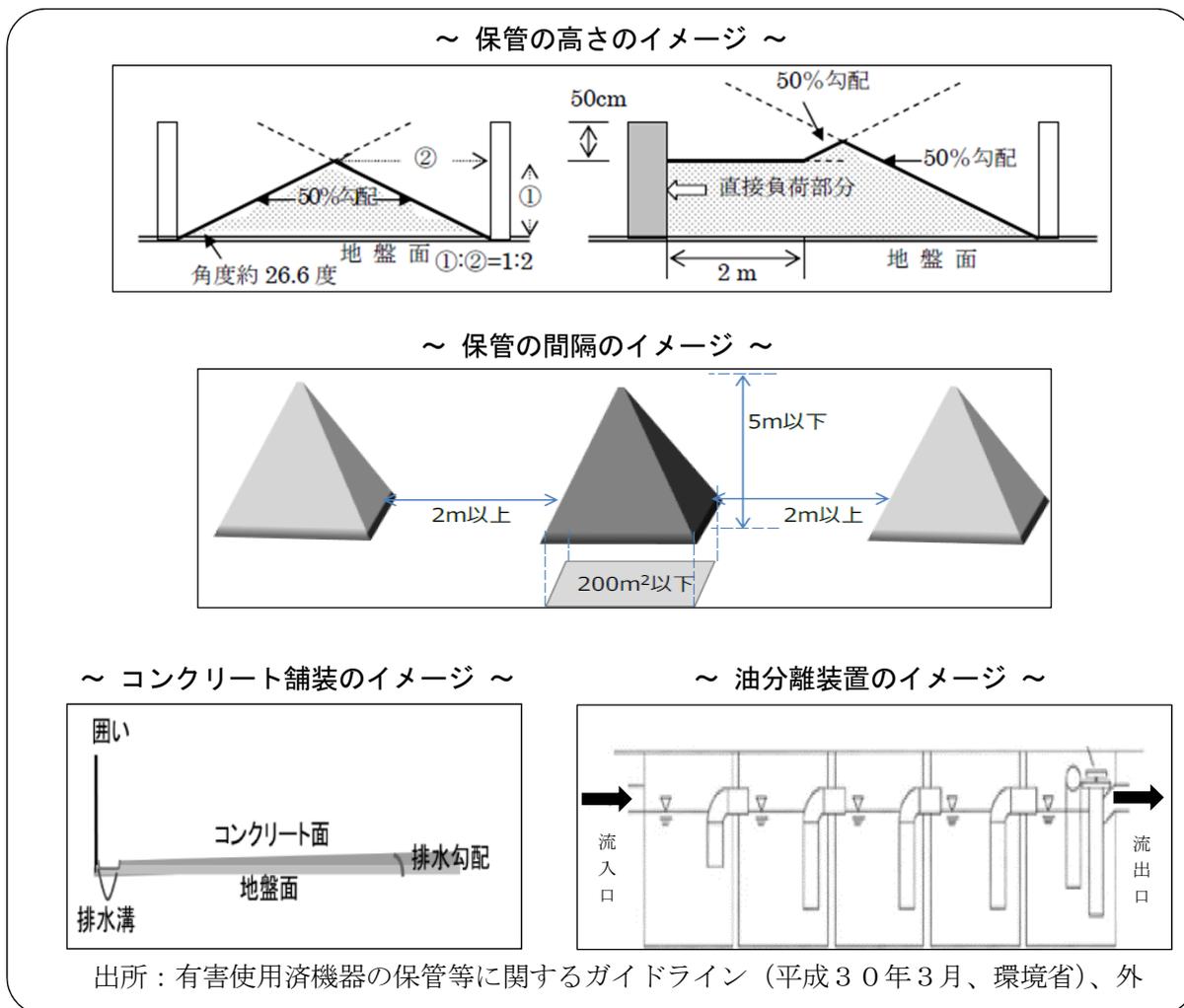
- ① 再生資源物がその他の物と混合するおそれのないように、他の物と区分して保管すること。
- ② 再生資源物に電池、潤滑油その他の火災の発生又は延焼のおそれがあるものが含まれる場合は、技術的に可能な範囲で適正に回収して保管すること。
- ③ 再生資源物の保管単位の面積を、1か所当たり200平方メートル以下とすること。
- ④ 隣接する再生資源物の保管単位の間隔は、2メートル以上とすること（間に仕切りが設けられている場合を除く。）。

ウ 適用除外

屋外保管されている再生資源物が、袖ヶ浦市火災予防条例に規定する指定可燃物である場合には、保管基準については、この条例の基準ではなく、袖ヶ浦市火災予防条例の基準が適用されます。

エ 工業専用地域における屋外保管事業場の特例

工業専用地域は、工場の利便を増進するために定める地域であり、住宅、学校、保育園等の建築物の用途制限があることから、袖ヶ浦市環境条例の規定による環境保全に関する協定を締結し、その中で火災の発生又は延焼を防止する措置等を講じることにより、①再生資源物の高さ（上限5メートル）、②保管単位の面積（200平方メートル以下）、③保管の間隔（2メートル以上）について、保管基準の規定に代えることができることの特例を設けます。



(8) 屋外保管事業場の立地基準【第10条関係】

屋外保管事業場の場所は、操業に伴う市民生活の安全や生活環境を保全するため、住宅、学校、保育園等から100メートル以上、離れた場所でなければならないことを定めます。

(9) 水質検査及び土壌検査の報告【第11条関係】

許可を受けた屋外保管事業者（以下「許可屋外保管事業場設置者」といいます。）は、市民生活の安全や生活環境を保全するため、定期的に、水質検査や土壌検査を実施し、その結果を市長に報告しなければならないことを定めます。

また、規則において、3か月に一度の水質検査や土壌検査が必要となることを定めます。

(10) 記録の作成及び閲覧【第12条関係】

許可屋外保管事業場設置者は、再生資源物の出所から売り先までを明確にするため、事業者が再生資源物の受け取りや、引き渡しをしたときは、再生資源物の品目、数量等の記録を作成するとともに、保存しなければならないことを定めます。

また、屋外保管に関し、生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じて、閲覧させなければならないことを定めます。

(11) 変更の許可等【第13条関係】

許可屋外保管事業場設置者は、許可に係る事項を変更しようとするときは、市長に必要な事項を記載した申請書及びその添付書類を提出し、その許可を受けなければならないことを定めます。なお、軽微な内容の変更や屋外保管を廃止する場合には、届出が必要となります。

また、許可に係る事項とは、事業場を拡大する場合や、構造基準を変更する場合等をいいます。

(12) 名義貸しの禁止【第14条関係】

許可屋外保管事業場設置者は、自己の名義をもって、他人に許可に係る屋外保管事業場を使用させてはならないことを定めます。

(13) 屋外保管事業場の譲受け等【第15条関係】

許可屋外保管事業場設置者から、許可を受けた屋外保管事業場を譲り受け、又は借り受けをする者は、市長の許可を受けなければならないことを定めます。

(14) 法人の合併及び分割【第16条関係】

許可屋外保管事業場設置者が法人の合併及び分割する場合において、市長が認めるときは、その地位を承継することを定めます。この場合には、市長に届出をしなければなりません。

(15) 相続【第17条関係】

許可屋外保管事業場設置者について、相続があったときは、相続人はその地位を承継することを定めます。この場合においては、市長に届出をしなければなりません。

(16) 許可屋外保管事業場設置者に対する勧告及び命令【第18条関係】

許可屋外保管事業場設置者に対する勧告及び命令について、次のように定めます。

ア 市長は、次のいずれかに該当するときは、許可屋外保管事業場設置者に対して、期限を定めて、必要と認める措置を講ずべき旨を勧告することができることを定めます。

- ① 保管基準や立地基準に適合しなくなったとき。
- ② この条例に違反する行為をしたとき、又は他人に対してこの条例に違反する行為をすることを要求し、依頼し、唆し、又は他人が違反行為をすることを助けたとき。
- ③ 許可に付した条件に違反したとき。

イ 市長は、許可屋外保管事業場設置者が勧告によっても是正されない場合や、市民生活の安全又は生活環境の保全上の支障が生じているときは、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう命令することができることを定めます。

なお、命令に従わない場合には、許可屋外保管事業場設置者に対して、屋外保管事業場の全部又は一部の使用の停止を命ずることができることを定めます。

(17) 許可の取消し【第19条関係】

許可屋外保管事業場設置者に対する許可の取消しについて、次のように定めます。

ア 市長は、許可屋外保管事業場設置者が次のいずれかに該当するときは、屋外保管事業場の許可を取り消さなければならないことを定めます。

- ① 禁錮以上の刑に処せられ、5年を経過しない者
- ② 罰金の刑に処せられ、5年を経過しない者
- ③ 許可屋外保管事業場設置者の行為が、違反行為に該当し、情状が特に重いとき。
- ④ 不正の手段により屋外保管事業場の許可等を受けたとき。

イ 市長は、許可屋外保管事業場設置者が次のいずれかに該当するときは、屋外保管事業場の許可を取り消すことができることを定めます。

- ① 水質検査及び地質検査の報告をしない、又は虚偽の報告をしたとき。
- ② 屋外保管事業場が保管基準又は立地基準に適合しなくなったとき。
- ③ 許可に付した条件に違反したとき。

(18) 報告の徴収【第20条関係】

市長は、この条例の施行に必要な限度で、屋外保管事業者、排出事業者又は再生資源物を運搬する事業を行う者に対し、必要な報告を求めることができるようにすることを定めます。

(19) 立入検査【第21条関係】

市長は、この条例の施行に必要な限度で、屋外保管事業場に市職員が立ち入り、事業者や関係者に対し、質問や帳簿等を検査することができることを定めます。

(20) 勧告及び命令【第22条関係】

屋外保管事業者に対する勧告及び命令について、次のように定めます。

ア 市長は、屋外保管事業者がこの条例の規定に違反したと認めるときは、必要な措置をとることを勧告することができることを定めます。

- ① 保管基準や立地基準等に適合しないとき。
- ② この条例に違反する行為をしたとき、又は他人に対してこの条例に違反する行為をすることを要求し、依頼し、唆し、又は他人が違反行為をすることを助けたとき。

イ 市長は、屋外保管事業者が市長の勧告によっても是正されない場合や、市民生活の安全又は生活環境の保全上の支障が生じているときは、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう命令することができることを定めます。

なお、命令に従わない場合には、屋外保管事業者に対して、屋外保管事業場の全部又は一部の使用の停止を命ずることができることを定めます。

(21) 公表【第23条関係】

市長は、屋外保管事業者や許可屋外保管事業場設置者に対して、命令によっても違反した行為が是正されなければ、事業者名、命令の内容等を公表することができることを定めます。ただし、公表に当たっては、あらかじめ意見を述べる機会を設けます。

(22) 事故時の措置【第24条関係】

屋外保管事業者は、屋外保管に係る火災や事故により市民生活の安全や生活環境の保全において支障が生じるときは、直ちに応急の措置を講ずるとともに、事故の状況や講じた措置の内容を市長に届け出なければならないことを定めます。

(23) 許可等に関する意見聴取【第25条関係】

市長は、警察との連携を図り、暴力団関係者の有無を調査するため、許可をしようとする場合は千葉県警察本部長の意見を聴くものとし、許可を取り消そうとする場合は意見を聴くことができることを定めます。

(24) 関係行政機関等への照会等【第26条関係】

市長は、この条例の規定に基づく事務に関し、関係行政機関や関係地方公共団体に対し、照会し、又は協力を求めることができることを定めます。

(25) 手数料【第27条関係】

屋外保管事業場の許可等を受けようとする者は、申請の際に、審査手数料を納めなければならないことを定めます。なお、申請時に徴収した手数料については、その後に申請の取り下げ等があっても還付しません。

許可申請の項目	手数料
屋外保管事業場の設置の許可の申請	1件につき 53,000円
屋外保管事業場の設置の更新の許可の申請	1件につき 49,000円
屋外保管事業場の変更の許可の申請	1件につき 44,000円
屋外保管事業場の譲受け等の許可の申請	1件につき 18,000円
法人の合併又は分割の承認の申請	1件につき 18,000円

(26) 適用除外【第28条関係】

次に掲げる事業者は、条例の規定の適用を受けないことを定めます。

- ① 廃棄物の処理に係る許可、認定、委託又は指定を受けた者が、当該許可、認定、委託又は指定に係る事業場において屋外保管を行う場合（廃棄物処理法の許可等を受けた者、家電リサイクル法又は小型家電リサイクル法に基づく認定等を受けた者等）
- ② 国、都道府県又は市町村が屋外保管を行う場合

(27) 委任【第29条関係】

この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定めます。

(28) 罰則【第30条～第33条関係】

罰則については、条例の実効性を担保するため、法令や先進自治体の条例との均衡を考慮して定めます。また、法人の代表者等に対しても罰金刑（両罰規定）を定めます。

(29) 附則（既存の屋外保管事業場に対する規制）【附則第2項～附則第10項関係】

次のとおり、既存の屋外保管事業場に対しても規制することを定めます。

ア 届出義務

この条例の施行の際、現に市内に存在する屋外保管事業場のうち、100平方メートル以上の敷地面積に設置している事業者（以下「従前の屋外保管事業者」といいます。）については、①この条例の施行後、令和5年4月30日までに従前の屋外保管事業者である旨を市長に届出（既存の屋外保管事業場に係る届出書、再生資源物の品目・数量等の管理台帳）をするとともに、②この条例の施行後、令和5年6月30日までにその他の必要な事項の届出（既存の屋外保管事業場に係る構造等届出書）をしなければなりません。

また、市長は、届出のあった屋外保管事業場に対して検査を行います。屋外保管事業者は、当該屋外保管事業場が届出の内容に適合していると認められる必要があります。

なお、これらの届出をした屋外保管事業者は、この条例の施行日に許可を受けたものとみなされます。その後は、許可期間が終了する度に、許可更新の申請を行い、改めて許可を受けなければなりません。

イ 保管基準

既存の屋外保管事業場は、この条例の施行後、令和5年6月30日までに、屋外保管事業場の保管基準を満たさなければなりません。

ウ 立地基準

既存の屋外保管事業場は、住宅等の敷地からの距離が100メートル未満であっても、この条例の施行後にその住宅等の敷地から100メートル以上、離れた場所に移設することは極めて困難であることから、立地基準は適用しません。

エ 周知義務

従前の屋外保管事業者は、この条例の施行後、令和5年6月30日までに、周辺の居住者、地主、家主等に対して文書を配布するなどの方法により事業者の氏名、住所、事業場の面積等を周知し、更なる結果を文書で市長に報告しなければなりません。

オ 再生資源物の取引に関する記録の作成及び保存義務

従前の屋外保管事業者は、この条例の施行後、令和5年4月30日までに、現に保管している再生資源物に関する記録を作成し、5年間保存しなければなりません。

(30) 附則（施行前の準備）【附則第11項関係】

この条例を施行するために必要な規則の制定や事前協議及びこれらに関して必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができることを定めます。

5 条例の施行日

令和4年11月招集議会に条例案を上程し、令和5年4月1日の施行を予定しています。

1 「千葉市再生資源物の屋外保管に関する条例」の規制概要

○令和3年10月制定、同年11月1日施行（罰則：令和4年5月1日より適用）

（1）目的

- ・屋外保管された再生資源物の火災・延焼、崩落、飛散その他の事故防止
- ・保管に伴う騒音、振動、悪臭等の発生防止、軽減
⇒ 市民生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与

（2）規制対象物（再生資源物）

使用を終了し、再生資源として収集された木材、ゴム、金属、ガラス、コンクリート、陶磁器、プラスチックその他これらに類する材質を原材料とするもの（破砕等処理物を含む。）及びこれらの混合物

（3）規制の概要

- ・立地基準（住宅地から100m以上）を定めた許可制
100㎡を超える事業場が対象で、周辺300m以内の居住者等への説明会の開催等が必要
- ・保管基準（有害使用済機器と同等）の遵守義務
保管高さ：5m以下、集積面積：200㎡以下、隔離距離：2m以上
- ・油・汚水の流出・浸透防止措置
- ・掲示板、囲いの設置
- ・取引記録の作成（3年間保存）、土地所有者への説明義務
- ・立入検査、報告徴収、条例義務違反者に対する勧告・命令
- ・許可事業者に対する事業場の使用停止命令、許可取り消し
- ・罰則の適用：無許可設置、命令違反（懲役1年又は罰金100万円）
※ その他、指導要綱により事前協議を実施

2 「袖ヶ浦市再生資源物の屋外保管に関する条例（案）」の規制概要

○令和4年11月招集議会に条例案を上程し、令和5年4月1日に施行予定

（パブリックコメントを令和4年8月22日～9月21日に実施）

※ 条例の目的、規制対象物は千葉市と同様であるが、規制の概要については、千葉市の内容に加えて、下記事項が袖ヶ浦市独自の主なものである。

【規制の概要（袖ヶ浦市独自）】

- ・事前協議の実施（千葉市は指導要綱で対応）
- ・水質検査及び土壌検査の実施
- ・工業専用地域における屋外保管事業場の特例
- ・名義貸しの禁止
- ・違反事業者の公表

等